

(1) 守谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例

資料

【概要】

新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者が療養し、給与が受けられない場合に給与の2/3を傷病手当金として支給する。

【支給要件】

対象者	給与等の支払を受けている被保険者のうち、次の方 ・新型コロナウイルス感染症に感染した方 ・発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方
支給対象となる日数	労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(=4日目)から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日
支給額(1日当たり)	直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数×(2/3)
適用期間	令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間(入院が継続する場合は、最長1年6か月)

※傷病手当金と給与等との調整(附則第5項～第7項関係)

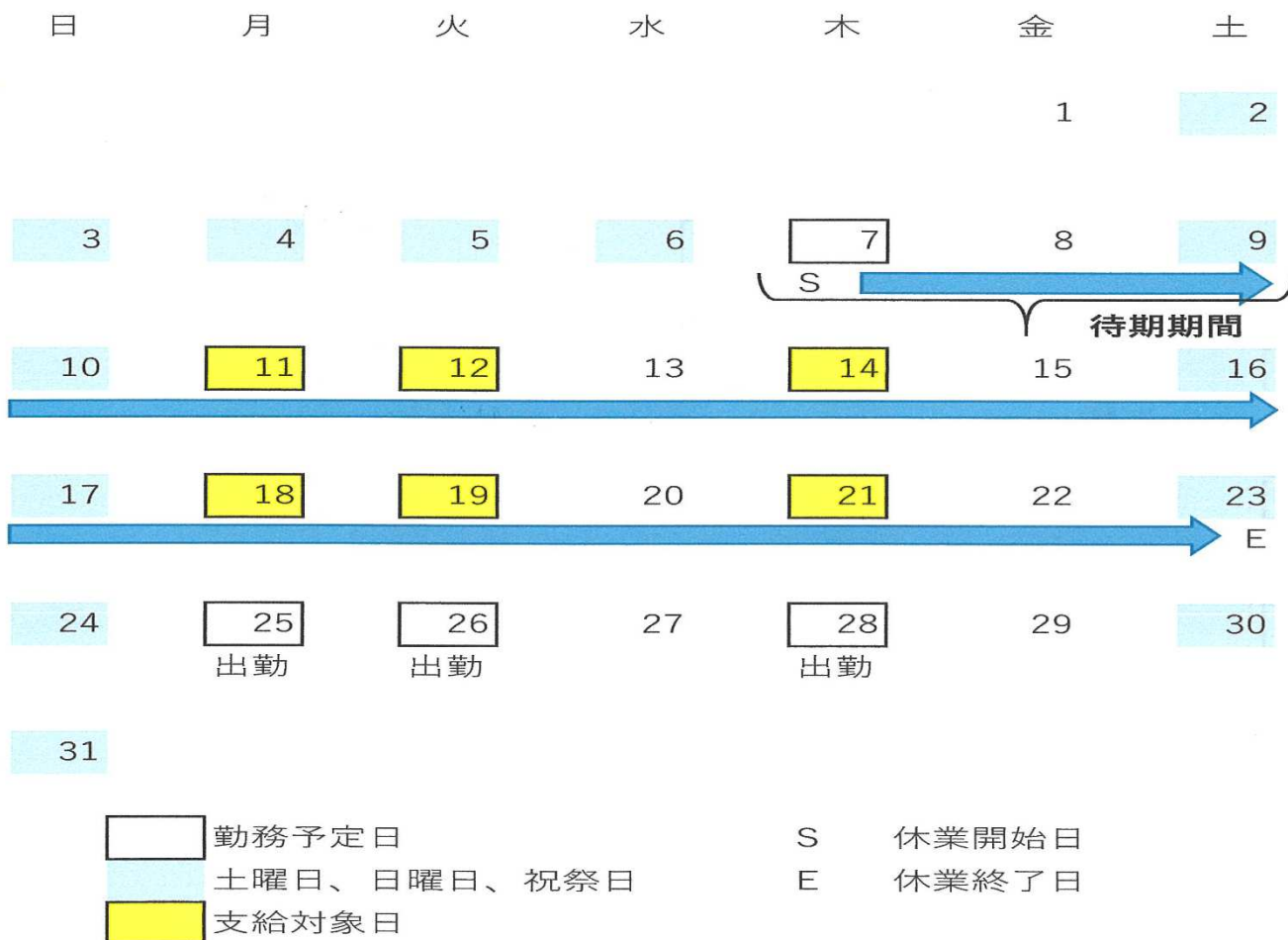
- ① 上記の対象者が給与等の全部又は一部を受けるときは、傷病手当金を支給しない。
- ② 「①」の場合において、受けられる給与等の額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者が、受けられるはずであった給与等の全部又は一部を受けられなかったときは、その全部又は一部について傷病手当金を支給する。
- ④ 「③」の場合において、市は、支給した金額を、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

※被用者に対する傷病手当金のため、事業主への適用はありません。対象として想定される被保険者は、非正規職員(パート・アルバイト)の給与収入で生活する方等です。年金のみの収入、事業所得や雑所得(報酬)の場合は適用外となります。

【傷病手当金の支給対象日数の算定方法の例】

直近3か月の収入が7日勤務で56,000円、8日勤務で64,000円、10日勤務で80,000円
 5月7日～23日に休業。勤務予定は5月7日を含む7日間で、5月8日と9日は勤務予定がなかった場合。

5月



①直近3か月の収入を勤務日数で除した額を日給として換算。

$$(56,000 + 64,000 + 80,000) \text{円} \div (7 + 8 + 10) \text{日} = 8,000 \text{円/日}$$

②労務に服することができない日から起算して3日を経過した日以降の勤務予定日
 黄色の枠の6日（勤務予定日は7日で待機期間は除くため）

③傷病手当金は3分の2を乗じた額を支給するため

$$8,000 \text{円 (平均日額)} \times 6 \text{日 (支給対象日数)} \times 2/3 = 32,000 \text{円}$$

(2) 守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び要綱の制定

【概要】

守谷市国民健康保険税条例については、現在、国民健康保険税の減免手続きは、納期限までに申し出が必要である。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に係る令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の国民健康保険税の減免の特例として、遡って行えるようにするもの。

【減免の基準】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ **保険税を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯 ⇒ **保険税の一部を減額**

【減免の要件】 主たる生計維持者が、次の①～③全ての事項を満たす場合。

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。(株式については除外)
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免額の計算】

保険税の減免額は、減免対象保険税額(A×B/C)に減免割合(D)を乗じた額)

減免対象の保険税額(A×B/C)		合計所得金額に応じた減免割合
A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額	×	300万円以下の場合:10分の10
		400万円以下の場合:10分の8
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額		550万円以下の場合:10分の6
		750万円以下の場合:10分の4
C:主たる生計維持者及び被保険者全員の前年の合計所得金額		1,000万円以下の場合:10分の2

【減免額の算定例】

※世帯主（50歳）・配偶者（47歳）・子2人（所得なし）を想定した税額

1.生計維持者の事業所得350万円の場合の減免額

$$557,100 \text{円 (A)} \times 3,500,000 \text{円 (B)} \div 3,500,000 \text{円 (C)} \times 80\% \doteq 445,600 \text{円}$$

納付する額 111,500円

2.生計維持者の事業所得が0円以下であった場合⇒減免無し

3.生計維持者又は被保険者のいずれかに所得の未申告者がいる場合⇒減免無し

4.事業廃止又は失業の場合、前年合計所得額に関わらず、減免割合は全部。

5.主たる生計維持者が世帯主でなく、国民健康保険被保険者でない場合⇒減免無し

6.非自発的失業者（勤務先の倒産、会社都合による退職）の保険税軽減制度の対象となる者については、前年中の給与所得を100分の30とみなすことにより、当該保険料の軽減を行うこととしていることから、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税の減免は行わない。（その他の事業所得等があった場合は異なる。）

※傷病手当金の支給及び国民健康保険税減免の補てんの財源は、全て国から県を通して、交付金として市町村に交付されます。条例及び要綱の制定の内容は、国から示された財政支援の交付基準に基づいています。